

本書中に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

歯科保険診療の手引き 令和4年4月版 正誤表

令和4年6月21日

頁		誤	正	
38	総合医療管理加算	1行目	総合医療管理加算 [+50] (要届出) (略称 総医)	総合医療管理加算 [+50] (略称 総医)
241	歯周治療	「4.」4行目	重症化予防または歯周病再初防止が必要と…	重症化予防または歯周病再発防止が必要と…
299	歯冠修復・欠損補綴	支台築造 「11.」 (メタルコア加算の記述)		2行削除
303	金属歯冠修復	早見表 銀合金の点数 小白歯 4/5冠 360 《267》		345 《252》
305	レジン前装金属冠	銀合金の算定点数を追加		銀合金 [1273] (1174+99) 《921》
309	非金属歯冠修復	▼レジンインレーの早見表2行目「支台築造」		表の2行目を削除
310		▼CAD/CAMインレーの早見表2行目「支台築造」		表の2行目を削除
		同上「1.」3行目	いずれかに該当する歯冠補綴物 (全部被覆冠に限る) → 歯冠補綴物 (全部被覆感を除く)	
312	CAD/CAM冠	「3.」の①と②	歯台歯歯冠形成加算 [+490]、歯台歯歯冠形成加算 [+470] → 支台歯歯冠形成加算	
342	歯冠修復・欠損補綴	磁性アタッチメント6.②	「単純印象」[32]または「連合印象」[230]を算定する。	「単純印象」[32]または「連合印象」[64]を算定する。

特定保険医療材料価格の改正について

※ 令和4年7月1日改正の特定保険医療材料価格の一覧は、弊社ホームページ (自由工房ONLINE「歯科保険診療の手引き」) から、また、厚生労働省ホームページ (令和4年度診療報酬改定について「特定保険医療材料及びその材料価格 (材料価格基準) の一部改正に伴う特定保険医療材料 (使用歯科材料) の算定について」の一部改正について (事務連絡) 5月31日付) からダウンロードいただけます。